



鳥取県公報

平成17年10月18日(火)
号外第158号

毎週火・金曜日発行

目 次

条 例	鳥取県行政手続条例の一部を改正する条例 (70) (県民室)	6
	特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例 (71) (税務課)	7
	鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (72) (文化政策課)	8
	鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (73) (")	15
	鳥取県立童謡館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (74) (文化芸術課) ...	22
	鳥取県立米子コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (75) (観光課)	26

———公布された条例のあらまし———

鳥取県行政手続条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 鳥取県行政手続条例は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって県民の権利利益の保護に資することを目的として、処分、行政指導及び届出に関する手続等に関し、共通する事項を定めている。
- (2) 県民から行われた県の後援名義の使用等の依頼についても、知事等が当該依頼に応じないときは、その理由、異議申出先等を当該依頼者に教示することにより、行政運営における更なる公正の確保と透明性の向上を図ろうとするものである。

2 条例の概要

- (1) 知事等は、県民から行われた県の後援名義の使用の依頼、講師等の派遣の依頼、県の施設又は設備の使用の依頼その他これらに類する依頼に対して、当該依頼に応じないときは、当該依頼を行った者に対し、次に掲げる事項を教示するものとする。

依頼に応じない旨及びその理由

当該事案の対応責任者の職及び氏名

依頼に応じないことに異議があるときに、その異議を申し出ることのできる行政機関の名称

- (2) (1)の教示は、(1)の依頼が書面により行われたときは、(1)の ~ の事項を記載した書面を交付して行うものとする。

- (3) (1)により教示を受けた者は、知事等が依頼に応じないことに異議があるときは、(1)の 行政機関の長に対し異議の申出を行うことができる。

- (4) 行政機関の長は、(3)により異議の申出を受けたときは、当該申出の内容を調査の上、必要な措置

を講ずるとともに、当該対応の結果を当該異議を申し出た者に対し回答するものとする。

(5) 施行期日は、公布の日とする。

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 不動産取得税の不均一課税について、本県独自の税制上の優遇措置の基準額は、減収補てんの適用対象のうち、最低金額である過疎地域の基準額を考慮して定めている。
- (2) 過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部が改正され、(1)の基準額が引き上げられたことに伴い、所要の改正を行うものである。

【企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税制度】

次に掲げる対象事業のために使用する設備を新設し、又は増設した個人又は法人が、対象事業のために使用する一の設備でこれを構成する減価償却資産の取得価格の合計額が基準額以上であること等一定の要件を備えている場合に限り、新設し、又は増設した建物及びその敷地である土地の取得に対する不動産取得税の税率を0.4/100に軽減するもの。

（対象事業：県内全域の製造業、ソフトウェア業、デザイン業、機械設計業、自然科学研究所、その他
知事が別に定める基準に該当する事業）

2 条例の概要

- (1) 企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税の対象となる製造業等の事業の用に供する一の設備でこれを構成する減価償却資産の取得価格の合計額を、2,700万円（現行 2,500万円）を超えるものに引き上げる。
- (2) 施行期日等
施行期日は、公布の日とする。
所要の経過措置を講じる。

鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 地方自治法の一部改正に伴い、現在、財団法人等へ県が管理委託している公の施設については、平成18年9月1日までに指定管理者制度又は県直営のいずれかに移行することが必要。
- (2) 現在財団法人鳥取県文化振興財団に管理委託している県民文化会館について、指定管理者制度を平成18年4月1日から導入する。
- (3) 県民文化会館の管理は、芸術文化事業の推進により県民文化の向上及び公共の福祉の増進を図る団体に行わせることが望ましいこと等から、公募によらず、知事がその候補者を選定する。

指定管理者制度...普通地方公共団体が設置する公の施設について、その目的を効果的に達成する必要があるときに、条例の定めるところにより、指定管理者（法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの）に、当該公の施設の管理を行わせる制度

県民文化会館...県民の文化の振興を図るため、鳥取市に設置

2 条例の概要

県民文化会館の管理を指定管理者に行わせるために必要な事項を、次のとおり定める。

(1) 指定管理者による管理	県民文化会館の施設設備の維持管理その他管理に関する業務を、指定管理者に行わせる。
(2) 指定管理者の選定の特例	指定管理者は、知事がその候補者を選定する。(財団法人鳥取県文化振興財団を予定)

(3) 指定管理者の 管理の期間	3年間
(4) 開館時間及び 休館日	指定管理者が知事の承認を得て定める。
(5) 利用許可	県民文化会館を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。
(6) 行為の制限等	指定管理者は、施設設備をき損する者等に対して、利用を拒み、又は退去を命ずることができる。
(7) 措置命令	指定管理者は、県民文化会館の適正な管理を図るため、利用者に対し、必要な措置を命ずることができる。
(8) 料金	県民文化会館の利用料金は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。 の場合において、指定管理者は、県民文化会館の利用について、あらかじめ知事の承認を得て定めた額の利用料金を徴収する。
(9) 料金の減免	指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、県民文化会館の利用料金を減免しなければならない。
(10) 施行期日	この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、(11) は、公布の日から施行する。
(11) 経過措置等	指定管理者の指定等の行為については、この条例の施行前においても行うことができる。 所要の経過措置を講じる。

鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 地方自治法の一部改正に伴い、現在、財団法人等へ県が管理委託している公の施設については、平成18年9月1日までに指定管理者制度又は県直営のいずれかに移行することが必要。
- (2) 現在財団法人鳥取県文化振興財団に管理委託している倉吉未来中心について、指定管理者制度を平成18年4月1日から導入する。
- (3) 倉吉未来中心の管理は、芸術文化事業の推進により県民文化の向上及び公共の福祉の増進を図る団体に行わせることが望ましいこと等から、公募によらず、知事がその候補者を選定する。
- 指定管理者制度...普通地方公共団体が設置する公の施設について、その目的を効果的に達成する必要があるときに、条例の定めるところにより、指定管理者（法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの）に、当該公の施設の管理を行わせる制度
- 倉吉未来中心...人と人との交流を促進し、地域の活性化を図るため、倉吉市に設置

2 条例の概要

倉吉未来中心の管理を指定管理者に行わせるために必要な事項を、次のとおり定める。

(1) 指定管理者による管理	倉吉未来中心（鳥取県男女共同参画センターの部分を除く。以下同じ。）の施設設備の維持管理その他管理に関する業務を、指定管理者に行わせる。
(2) 指定管理者の選定の特例	指定管理者は、知事がその候補者を選定する。（財団法人鳥取県文化振興財団を予定）
(3) 指定管理者の管理の期間	3年間

(4) 開館時間及び 休館日	指定管理者が知事の承認を得て定める。
(5) 利用許可	倉吉未来中心を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。
(6) 行為の制限等	指定管理者は、施設設備をき損する者等に対して、利用を拒み、又は退去を命ずることができる。
(7) 措置命令	指定管理者は、倉吉未来中心の適正な管理を図るため、利用者に対し、必要な措置を命ずることができる。
(8) 料金	倉吉未来中心の利用料金は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。 の場合において、指定管理者は、倉吉未来中心の利用について、あらかじめ知事の承認を得て定めた額の利用料金を徴収する。
(9) 料金の減免	指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、倉吉未来中心の利用料金を減免しなければならない。
(10) 施行期日	この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、(11) は、公布の日から施行する。
(11) 経過措置等	指定管理者の指定等の行為については、この条例の施行前においても行うことができる。 所要の経過措置を講じる。

鳥取県立童謡館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 地方自治法の一部改正に伴い、現在、財団法人等へ県が管理委託している公の施設については、平成18年9月1日までに指定管理者制度又は県直営のいずれかに移行することが必要。
- (2) 現在財団法人鳥取童謡・おもちゃ館に管理委託している童謡館について、指定管理者制度を平成18年4月1日から導入する。
- (3) 童謡館の管理は、同館が「童謡・唱歌のふるさと鳥取」の普及及び振興を図る拠点施設であり、その機能を発揮するためには、県民への普及活動並びに童謡唱歌に関する調査研究活動及び、調査研究の成果を活かした企画展示活動が必要であることから、公募によらず、知事はその候補者を選定する。
指定管理者制度...普通地方公共団体が設置する公の施設について、その目的を効果的に達成する必要があるときに、条例の定めるところにより、指定管理者（法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの）に、当該公の施設の管理を行わせる制度
童謡館...童謡、唱歌等を通じて特色ある地域文化の振興に資するため、鳥取市に設置

2 条例の概要

童謡館の管理を指定管理者に行わせるために必要な事項を、次のとおり定める。

(1) 指定管理者による管理	童謡館の施設設備の維持管理その他管理に関する業務を、指定管理者に行わせる。
(2) 指定管理者の選定の特例	指定管理者は、知事はその候補者を選定する。(財団法人鳥取童謡・おもちゃ館を予定)
(3) 指定管理者の管理の期間	3年間
(4) 開館時間及び 休館日	指定管理者が知事の承認を得て定める。

休館日	
(5) 利用許可	童謡館を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。
(6) 行為の制限等	指定管理者は、施設設備をき損する者等に対して、利用を拒み、又は退去を命ずることができる。
(7) 措置命令	指定管理者は、童謡館の適正な管理を図るため、利用者に対し、必要な措置を命ずることができる。
(8) 料金	童謡館の利用料金は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。 の場合において、指定管理者は、童謡館の利用について、あらかじめ知事の承認を得て定めた額の料金を徴収する。
(9) 料金の減免	指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、童謡館の利用料金を減免しなければならない。
(10) 施行期日	この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、(11) は、公布の日から施行する。
(11) 経過措置等	指定管理者の指定等の行為については、この条例の施行前においても行うことができる。 所要の経過措置を講じる。

鳥取県立米子コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 地方自治法の一部改正に伴い、現在、財団法人等へ県が管理委託している公の施設については、平成18年9月1日までに指定管理者制度又は県直営のいずれかに移行することが必要。
- (2) 現在財団法人とっとりコンベンションビューローに管理委託している米子コンベンションセンターについて、指定管理者制度を平成18年4月1日から導入する。
- (3) 米子コンベンションセンターの管理は、コンベンションの振興による地域経済の発展と文化の振興を図る団体に行わせることが望ましいこと等から、公募によらず、知事はその候補者を選定する。
指定管理者制度...普通地方公共団体が設置する公の施設について、その目的を効果的に達成する必要があるときに、条例の定めるところにより、指定管理者（法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの）に、当該公の施設の管理を行わせる制度
米子コンベンションセンター...国内外との学術、情報、技術、文化等の交流を促進し、地域の経済の発展と文化の振興を図るため、米子市に設置

2 条例の概要

米子コンベンションセンター（以下「センター」という。）の管理を指定管理者に行わせるために必要な事項を、次のとおり定める。

(1) 指定管理者による管理	センターの施設設備の維持管理その他管理に関する業務を、指定管理者に行わせる。
(2) 指定管理者の選定の特例	指定管理者は、知事はその候補者を選定する。（財団法人とっとりコンベンションビューローを予定）
(3) 指定管理者の管理の期間	3年間
(4) 開館時間及び休館日	指定管理者が知事の承認を得て定める。

(5) 利用の許可	センターを利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。
(6) 行為の制限等	指定管理者は、施設設備をき損する者等に対して、利用を拒み、又は退去を命ずることができる。
(7) 措置命令	指定管理者は、センターの適正な管理を図るため、利用者に対し、必要な措置を命ずることができる。
(8) 料金	センターの利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。 の場合において、指定管理者は、センターの利用について、あらかじめ知事の承認を得て定めた額の利用料金を徴収する。
(9) 料金の減免	指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、センターの利用料金を減免しなければならない。
(10) 施行期日	この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、(11) は、公布の日から施行する。
(11) 経過措置等	指定管理者の指定等の行為については、この条例の施行前においても行うことができる。 所要の経過措置を講じる。

条 例

鳥取県行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第70号

鳥取県行政手続条例の一部を改正する条例

鳥取県行政手続条例（平成6年鳥取県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
目次 第1章～第5章 略 第6章 補則（第37条 - <u>第44条</u> ） 附則	目次 第1章～第5章 略 第6章 補則（第37条 - <u>第43条</u> ） 附則

(県民からの依頼に対する対応)

第43条 知事等は、県民（県民を構成員とする団体等を含む。）から行われた県の後援名義の使用の依頼、講師等の派遣の依頼、県の施設又は設備の使用の依頼その他これらに類する依頼（法第2条第3号に規定する申請、第2条第5号に規定する申請、法第2条第7号に規定する届出及び第2条第9号に規定する届出に該当するものを除く。）に対して、当該依頼に応じないときは、当該依頼を行った者に対し、次に掲げる事項を教示するものとする。

- (1) 依頼に応じない旨及びその理由
- (2) 当該事案の対応責任者の職及び氏名
- (3) 依頼に応じないことに異議があるときに、その異議を申し出ることのできる行政機関の名称

2 前項の教示は、同項の依頼が書面により行われたときは、同項各号に掲げる事項を記載した書面を交付して行うものとする。

3 第1項の規定により教示を受けた者は、知事等が依頼に応じないことに異議があるときは、同項第3号に規定する行政機関の長に対し異議の申出を行うことができる。

4 行政機関の長は、前項の規定により異議の申出を受けたときは、当該申出の内容を調査の上、必要な措置を講ずるとともに、当該対応の結果を当該異議を申し出た者に対し回答するものとする。

(委任)

第44条 略

(委任)

第43条 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第71号

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例（平成12年鳥取県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税)</p> <p>第5条 対象事業の用に供する一の設備（ガスの製造又は発電に係る設備を含む。）で、これを構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）の取得価額の合計額が2,700万円を超えるもの（以下この条において「対象設備」という。）を新設し、又は増設した者に対しては、対象設備に係る対象事業の用に供する家屋又はその敷地である土地の取得（前3条の規定の適用を受ける取得を除き、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第79条の規定にかかわらず、100分の0.4とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税)</p> <p>第5条 対象事業の用に供する一の設備（ガスの製造又は発電に係る設備を含む。）で、これを構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）の取得価額の合計額が2,500万円を超えるもの（以下この条において「対象設備」という。）を新設し、又は増設した者に対しては、対象設備に係る対象事業の用に供する家屋又はその敷地である土地の取得（前3条の規定の適用を受ける取得を除き、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第79条の規定にかかわらず、100分の0.4とする。</p> <p>2 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後に取得される同条第1項に規定する対象設備に係る対象事業の用に供する家屋又はその敷地である土地（以下「家屋又は土地」という。）の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前に取得された家屋又は土地については、なお従前の例による。

鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第72号

鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する条例（平成5年鳥取県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項（以下「削除条項」という。）を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項

(以下「追加条項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条及び別表の表示並びに削除条項を除く。以下「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び追加条項を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する事項について定めることを目的とする。</p> <p><u>(指定管理者による管理)</u></p> <p>第3条 知事は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、県民文化会館に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。</p> <p>(1) 県民文化会館の施設設備の維持管理に関する業務</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、県民文化会館の管理に関する業務のうち、知事のみの特権に属する事務を除く業務</p> <p><u>(指定管理者の選定の特例)</u></p> <p>第4条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第67号)第5条第1項第1号及び第3項の規定により、同条例第3条及び第4条の規定によらず、県民文化会館の指定管理者の候補者を選定するものとする。</p> <p><u>(指定管理者の管理の期間)</u></p> <p>第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から3年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p> <p><u>(開館時間及び休館日)</u></p> <p>第6条 県民文化会館の開館時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。</p> <p>2 県民文化会館の休館日は、指定管理者があらかじめ</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する事項について定めることを目的とする。</p>

め知事の承認を得て定める。

(利用の許可)

第7条 県民文化会館を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしなければならない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 県民文化会館の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、県民文化会館の管理上支障があるものとして規則で定める場合に該当するとき。

3 指定管理者は、県民文化会館の管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。

(行為の制限等)

第8条 県民文化会館においては、次の行為をしてはならない。

(1) 県民文化会館の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

(2) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。

(3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める行為

2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、県民文化会館への入館を拒み、又は県民文化会館からの退去を命ずることができる。

(措置命令)

第9条 指定管理者は、県民文化会館の適正な管理を

(利用の許可)

第3条 県民文化会館を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

図るため必要があると認めるときは、利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、必要な措置を命ずることができる。

(利用許可の取消し)

第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- (2) 前条の命令に従わないとき。
- (3) 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。
- (4) 利用許可の条件に違反したとき。
- (5) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、県民文化会館の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(利用料金)

第11条 県民文化会館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。

- 2 利用料金は、指定管理者が、あらかじめ知事の承認を得て定める。
- 3 知事は、前項の規定により利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除しなければならない。

(規則への委任)

第13条 略

(利用料金)

第4条 県民文化会館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、別表のとおりとし、第6条の規定に基づく管理の委託を受けた者の収入として収受させる。

(利用料金の減免)

第5条 前条の規定にかかわらず、規則で定める特別の理由があると認められる場合には、規則で定めるところにより、利用料金を減免することができる。

(管理の委託)

第6条 知事は、県民文化会館の施設設備の保全及び利用者の応接に関する事務を財団法人鳥取県文化振興財団に委託する。

(規則への委任)

第7条 略

別表 (第4条関係)

1 施設利用料

(1) ホール等利用料

区 分	金 額						
	午前の 利用料	午後の 利用料	夜間の 利用料	全日の 利用料			
大 ホ ー ル	平日に 利用する 場合	入場料を徴収し ないとき及び入 場料の最高額が 1,000円以下の とき。	32,600円	65,200円	81,500円	163,000円	
		入場料の最高額 が1,000円を超 え3,000円以下 のとき。	42,380円	84,760円	105,950円	211,900円	
		入場料の最高額 が3,000円を超 え5,000円以下 のとき。	52,160円	104,320円	130,400円	260,800円	
		入場料の最高額 が5,000円を超 えるとき。	65,200円	130,400円	163,000円	326,000円	
	休日 に利用 する 場合	入場料を徴収し ないとき及び入 場料の最高額が 1,000円以下の とき。	39,120円	78,240円	97,800円	195,600円	
		入場料の最高額 が1,000円を超 え3,000円以下 のとき。	50,850円	101,710円	127,140円	254,280円	
		入場料の最高額 が3,000円を超 え5,000円以下 のとき。	62,590円	125,180円	156,480円	312,960円	
		入場料の最高額 が5,000円を超 えるとき。	78,240円	156,480円	195,600円	391,200円	
	小 ホ ー ル	平日に 利用する 場合	入場料を徴収し ないとき及び入 場料の最高額が 1,000円以下の とき。	5,700円	11,400円	14,250円	28,500円
			入場料の最高額 が1,000円を超 え3,000円以下 のとき。	7,410円	14,820円	18,520円	37,050円
			入場料の最高額 が3,000円を超 え5,000円以下 のとき。	9,120円	18,240円	22,800円	45,600円
			入場料の最高額 が5,000円を超 えるとき。	11,400円	22,800円	28,500円	57,000円
休日 に利用 する 場合		入場料を徴収し ないとき及び入 場料の最高額が 1,000円以下の とき。	6,840円	13,680円	17,100円	34,200円	
		入場料の最高額 が1,000円を超 え3,000円以下 のとき。	8,890円	17,780円	22,220円	44,460円	
		入場料の最高額					
		入場料の最高額					

	が3,000円を超え5,000円以下のとき。	10,940円	21,880円	27,360円	54,720円
	入場料の最高額が5,000円を超えるとき。	13,680円	27,360円	34,200円	68,400円
第1楽屋		380円	770円	960円	1,930円
第2楽屋		320円	650円	810円	1,630円
第3楽屋		480円	970円	1,220円	2,440円
第4楽屋		530円	1,060円	1,320円	2,650円
第5楽屋		1,200円	2,400円	3,000円	6,010円
第6楽屋		770円	1,540円	1,930円	3,870円
第7楽屋		480円	970円	1,220円	2,440円
第8楽屋		440円	890円	1,120円	2,240円
第9楽屋		590円	1,180円	1,470円	2,950円
第10楽屋		690円	1,380円	1,730円	3,460円
楽屋事務室		240円	480円	610円	1,220円
リハーサル室		4,700円	9,410円	11,770円	23,540円
第1練習室		550円	1,100円	1,370円	2,750円
第2練習室		670円	1,340円	1,680円	3,360円
第3練習室		1,080円	2,160円	2,700円	5,400円
第4練習室		1,460円	2,930円	3,670円	7,340円

備考

- この表において「午前」とは午前9時から正午までをいい、「午後」とは午後1時から午後5時までをいい、「夜間」とは午後6時から午後10時までをいい、「全日」とは午前9時から午後10時までをいう。
- この表において「平日」とは休日以外の日をいい、「休日」とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに日曜日及び土曜日をいう。
- この表において「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず、入場者から入場の対価として徴収されるものをいう。
- この表に掲げる施設（以下「ホール等」という。）を午前零時から午前9時まで又は午後10時から午後12時までの間に利用する場合の利用料の額は、午前又は夜間の利用料の額を勘案して知事が別に定める。
- ホール等を正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時までの間に利用する場合（全日の利用をする場合を除く。）の利用料（以下「延長利用料」という。）の額は、午前又は午後の利用料の額を勘案して知事が別に定める。ただし、ホール等を午前から引き続き午後において利用する場合における正午から午後1時までの間の利用

に係る延長利用料及び午後から引き続き夜間において利用する場合における午後5時から午後6時までの間の利用に係る延長利用料は、徴収しない。

(2) 展示室等利用料

区 分		単 位	金 額
展示室	営利を目的としない場合	1日につき	27,110円
	営利を目的とする場合	1日につき	54,220円
第1会議室		1時間につき	3,860円
第2会議室		1時間につき	1,790円
第3会議室		1時間につき	4,040円
第4会議室		1時間につき	890円
第5会議室		1時間につき	440円
第6会議室		1時間につき	410円
第7会議室		1時間につき	270円
第8会議室		1時間につき	310円
会議準備室		1時間につき	120円
フリースペース		1日1平方メートルにつき	2円

備考

- 1 利用期間若しくは利用時間が1日未満若しくは1時間未満であるとき、又は利用期間若しくは利用時間に1日未満若しくは1時間未満の端数があるときは、1日又は1時間として計算するものとする。
- 2 利用面積が1平方メートル未満であるとき、又は利用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算するものとする。
- 3 1件の利用料の額が100円未満である場合における当該利用料の額は、100円とするものとする。
- 4 会議室を利用する場合において、冷房又は暖房をしたときは、この表に定める利用料の額に知事が別に定める額を加算するものとする。

2 設備利用料

設備の価格等を勘案して知事が別に定める額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）第3条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する条例の規定によりされた許可その他の行為は、新条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。

鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第73号

鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例（平成12年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号並びに別表の表示並びに削除条項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条第1項の規定に基づき、人と人との交流を促進し、地域の活性化を図るため、鳥取県立倉吉未来中心（以下「倉吉未来中心」という。）を倉吉市に設置する。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 知事は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、倉吉未来中心に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。</p> <p>(1) 倉吉未来中心（センターに係る部分を除く。以下この条、次条及び第6条から第11条までにおいて同じ。）の施設設備の維持管理に関する業務</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、倉吉未来中心の管理に関する業務のうち、知事のみの特権に属する事務を除く業務</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項の規定に基づき、人と人との交流を促進し、地域の活性化を図るため、鳥取県立倉吉未来中心（以下「倉吉未来中心」という。）を倉吉市に設置する。</p>

(指定管理者の選定の特例)

第4条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第5条第1項第1号及び第3項の規定により、同条例第3条及び第4条の規定によらず、倉吉未来中心の指定管理者の候補者を選定するものとする。

(指定管理者の管理の期間)

第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から3年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(開館時間及び休館日)

第6条 倉吉未来中心の開館時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

2 倉吉未来中心の休館日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

(利用の許可)

第7条 倉吉未来中心を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしなければならない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 倉吉未来中心の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、倉吉未来中心の管理上支障があるものとして規則で定める場合に該当するとき。

3 指定管理者は、倉吉未来中心の管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。

(利用の許可)

第3条 倉吉未来中心を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

(行為の制限等)

第8条 倉吉未来中心においては、次の行為をしてはならない。

- (1) 倉吉未来中心の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- (2)及び(3) 略
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める行為

2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、倉吉未来中心への入館を拒み、又は倉吉未来中心からの退去を命ずることができる。

(措置命令)

第9条 指定管理者は、倉吉未来中心の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、必要な措置を命ずることができる。

(利用許可の取消し)

第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- (2) 前条の命令に従わないとき。
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 前各号に掲げるもののほか、倉吉未来中心の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(利用料金)

第11条 倉吉未来中心の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、別に定めるところにより、指

(行為の制限等)

第4条 倉吉未来中心においては、次の行為をしてはならない。

- (1) 倉吉未来中心の施設設備を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- (2)及び(3) 略
- (4) その他知事が別に定める行為

2 知事は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、倉吉未来中心の利用を拒むことができる。

(措置命令)

第5条 知事は、倉吉未来中心の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、第3条の規定による許可（以下「利用許可」という。）を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、必要な措置を命ずることができる。

(利用許可の取消し)

第6条 知事は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) その他倉吉未来中心の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(管理の委託)

第7条 知事は、倉吉未来中心の管理を財団法人鳥取県文化振興財団（以下「文化振興財団」という。）に委託する。

(利用料金)

第8条 倉吉未来中心の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、別表のとおりとし、文化振興

定管理者にその収入として収受させる。

2 利用料金は、指定管理者が、あらかじめ知事の承認を得て定める。

3 知事は、前項の規定により利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除しなければならない。

(規則への委任)

第13条 略

財団の収入として収受させる。

(利用料金の減免)

第9条 前条の規定にかかわらず、規則で定める特別の理由があると認められる場合には、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(規則への委任)

第10条 略

別表 (第8条関係)

1 施設利用料

(1) 大ホール利用料

区 分	金 額				
	午前の 利用料	午後の 利用料	夜間の 利用料	全日の 利用料	
平日に利用する場合	入場料を徴収しないとき及び入場料の最高額が1,000円以下のとき。	24,450円	48,900円	61,120円	122,250円
	入場料の最高額が1,000円を超え3,000円以下のとき。	31,780円	63,570円	79,460円	158,920円
	入場料の最高額が3,000円を超え5,000円以下のとき。	39,120円	78,240円	97,800円	195,600円
	入場料の最高額が5,000円を超えるとき。	48,900円	97,800円	122,250円	244,500円
休日に利用する場合	入場料を徴収しないとき及び入場料の最高額が1,000円以下のとき。	29,340円	58,680円	73,350円	146,700円
	入場料の最高額が1,000円を超え3,000円以下のとき。	38,140円	76,280円	95,350円	190,700円
	入場料の最高額が3,000円を超え5,000円以下のとき。	46,940円	93,880円	117,360円	234,720円
	入場料の最高額が5,000円を超えるとき。	58,680円	117,360円	146,700円	293,400円

備考

1 この表において「午前」とは午前9時か

ら正午までをいい、「午後」とは午後1時から午後5時までをいい、「夜間」とは午後6時から午後10時までをいい、「全日」とは午前9時から午後10時までをいう。

2 この表において「平日」とは休日以外の日をいい、「休日」とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに日曜日及び土曜日をいう。

3 この表において「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず、入場者から入場の対価として徴収されるものをいう。

4 午前零時から午前9時まで又は午後10時から午後12時までの間に利用する場合の利用料の額は、午前又は夜間の利用料の額を勘案して知事が別に定める。

5 正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時までの間に利用する場合（全日の利用をする場合を除く。）の利用料（以下「延長利用料」という。）の額は、午前又は午後の利用料の額を勘案して知事が別に定める。ただし、午前から引き続き午後において利用する場合における正午から午後1時までの間の利用に係る延長利用料及び午後から引き続き夜間において利用する場合における午後5時から午後6時までの間の利用に係る延長利用料は、徴収しない。

6 1階部分のみを利用する場合の利用料の額は、この表に定める利用料の額の5分の3に相当する額とする。この場合において、当該利用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(2) 小ホール利用料

ア 可動席を使用する場合

区 分	金 額				
	午前の 利用料	午後の 利用料	夜間の 利用料	全日の 利用料	
平日に利用する場合	入場料を徴収しないとき及び入場料の最高額が1,000円以下のとき。	4,890円	9,780円	12,220円	24,450円
	入場料の最高額が1,000円を超え3,000円以下のとき。	6,350円	12,710円	15,890円	31,780円
	入場料の最高額				

	が3,000円を超え5,000円以下のとき。	7,820円	15,640円	19,560円	39,120円
	入場料の最高額が5,000円を超えるとき。	9,780円	19,560円	24,450円	48,900円
休日に利用する場合	入場料を徴収しないとき及び入場料の最高額が1,000円以下のとき。	5,860円	11,730円	14,670円	29,340円
	入場料の最高額が1,000円を超え3,000円以下のとき。	7,620円	15,250円	19,060円	38,130円
	入場料の最高額が3,000円を超え5,000円以下のとき。	9,380円	18,770円	23,470円	46,940円
	入場料の最高額が5,000円を超えるとき。	11,730円	23,470円	29,340円	58,680円

備考

- この表において「午前」、「午後」、「夜間」及び「全日」、「平日」及び「休日」並びに「入場料」とは、それぞれ(1)の表備考1から3までに規定する午前、午後、夜間及び全日、平日及び休日並びに入場料をいう。
- (1)の表備考4及び5の規定は、可動席を使用する場合の小ホールの利用料の額について準用する。

イ 可動席を使用しない場合

区 分	単 位	金 額
営利を目的とする場合	1時間につき	4,200円
営利を目的としない場合	1時間につき	2,100円

備考

- 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 冷房又は暖房をしたときは、この表に定める利用料の額に知事が別に定める額を加算するものとする。

(3) 楽屋等利用料

区 分	金 額			
	午前の利用料	午後の利用料	夜間の利用料	全日の利用料
第1楽屋	290円	590円	740円	1,490円
第2楽屋	280円	560円	710円	1,420円
第3楽屋	270円	540円	670円	1,350円
第4楽屋	540円	1,080円	1,350円	2,700円
第5楽屋	580円	1,160円	1,460円	2,920円
第6楽屋	570円	1,140円	1,420円	2,850円

第7楽屋	840円	1,680円	2,100円	4,200円
第8楽屋	210円	420円	530円	1,060円
第9楽屋	550円	1,110円	1,390円	2,780円
第10楽屋	550円	1,110円	1,390円	2,780円
楽屋事務室	210円	420円	530円	1,060円
スタッフルーム	310円	620円	780円	1,560円
リハーサル室	2,010円	4,020円	5,020円	10,050円
第1練習室	620円	1,250円	1,560円	3,130円
第2練習室	1,160円	2,330円	2,920円	5,840円

備考

- この表において「午前」、「午後」、「夜間」及び「全日」とは、それぞれ(1)の表備考1に規定する午前、午後、夜間及び全日をいう。
- (1)の表備考4及び5の規定は、楽屋等の利用料の額について準用する。

(4) セミナールーム等利用料

区 分	単 位	金 額
第1セミナールーム	1時間につき	1,080円
第2セミナールーム	1時間につき	620円
第3セミナー ルーム	全室を利用する 場合	1時間につき 2,550円
	2分の1室を 利用する場合	1時間につき 1,270円
第4セミナールーム	1時間につき	490円
第5セミナールーム	1時間につき	490円
第6セミナールーム	1時間につき	510円
第7セミナールーム	1時間につき	710円
第8セミナールーム	1時間につき	1,180円
第9セミナー ルーム	全室を利用する 場合	1時間につき 640円
	8畳間を利用 する場合	1時間につき 250円
	6畳間(1)を 利用する場合	1時間につき 190円
	6畳間(2)を 利用する場合	1時間につき 190円
団体事務局サロン	1月1平方メートルにつ き	1,330円
アトリウム	1時間1平方メートルにつ き	2円

備考

- 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 利用期間が1月未満であるとき、又は利用期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。
- 利用面積が1平方メートル未満であるとき、又は利用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算するものとする。

4 1件の利用料の額が100円未満である場合における当該利用料の額は、100円とするものとする。

5 セミナールーム及び団体事務局サロンを利用する場合において、冷房又は暖房をしたときは、この表に定める利用料の額に知事が別に定める額を加算するものとする。

2 設備利用料

設備の価格を勘案して知事が別に定める額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例(以下「新条例」という。)第3条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例の規定によりされた許可その他の行為は、新条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。

鳥取県立童謡館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第74号

鳥取県立童謡館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立童謡館の設置及び管理に関する条例(平成7年鳥取県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下「移動条項」という。)に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下「移動後条項」という。)が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項(以下「削除条項」という。)を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項(以下「追加条項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条及び別表の表示並びに削除条項を除く。以下「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び追加条項を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削る。

改 正 後	改 正 前

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立童謡館の設置及び管理に関する事項について定めることを目的とする。

(指定管理者による管理)

第3条 知事は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、童謡館に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。

- (1) 童謡館の施設設備の維持管理に関する業務
- (2) 前号に掲げるもののほか、童謡館の管理に関する業務のうち、知事のみの特権に属する事務を除く業務

(指定管理者の選定の特例)

第4条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第5条第1項第1号及び第3項の規定により、同条例第3条及び第4条の規定によらず、童謡館の指定管理者の候補者を選定するものとする。

(指定管理者の管理の期間)

第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から3年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(開館時間及び休館日)

第6条 童謡館の開館時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

2 童謡館の休館日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

(利用の許可)

第7条 童謡館を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可（以下「利用許可」

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立童謡館の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。

(利用の許可)

第3条 童謡館を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

という。)をしなければならない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 童謡館の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、童謡館の管理上支障があるものとして規則で定める場合に該当するとき。

3 指定管理者は、童謡館の管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。

(行為の制限等)

第8条 童謡館においては、次の行為をしてはならない。

(1)~(4) 略

(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める行為

2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、童謡館への入館を拒み、又は童謡館からの退去を命ずることができる。

(措置命令)

第9条 指定管理者は、童謡館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)に対し、必要な措置を命ずることができる。

(利用許可の取消し)

第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

(1)~(4) 略

(5) 前各号に掲げるもののほか、童謡館の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(行為の制限等)

第4条 童謡館においては、次の行為をしてはならない。

(1)~(4) 略

(5) その他知事が別に定める行為

2 知事は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、童謡館への入館を拒み、又は童謡館からの退去を命ずることができる。

(措置命令)

第5条 知事は、童謡館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、第3条の規定による許可(以下「利用許可」という。)を受けた者(以下「利用者」という。)に対し、必要な措置を命ずることができる。

(利用許可の取消し)

第6条 知事は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

(1)~(4) 略

(5) その他童謡館の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあるとき。

(管理の委託)

第7条 知事は、童謡館の施設設備及び展示物の保全

(利用料金)

第11条 童謡館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。

2 利用料金は、指定管理者が、あらかじめ知事の承認を得て定める。

3 知事は、前項の規定により利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除しなければならない。

(規則への委任)

第13条 略

並びに利用者の応接に関する事務を財団法人鳥取童謡・おもちゃ館に委託する。

(利用料金)

第8条 童謡館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）については、別表に定めるところにより、財団法人鳥取童謡・おもちゃ館（以下「管理受託者」という。）に、その収入として収受させる。

(利用料金の減免)

第9条 管理受託者は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(規則への委任)

第10条 略

別表（第8条関係）

1 入館料

区 分	金 額
個人（学生又は一般人に限る。）	1人1回につき 250円
団体（学生又は一般人の団体であって20人以上のものに限る。）	1人1回につき 200円

2 多目的ホール利用料

区 分	金 額
午前	1回につき 1,830円
午後	1回につき 3,660円
夜間	1回につき 4,580円
午前・午後	1回につき 5,500円
午後・夜間	1回につき 8,250円
全日	1回につき 9,170円

備考

1 この表において「午前」とは午前9時から正午までをいい、「午後」とは午後1時から午後5時までをいい、「夜間」とは午後6時から午後9時までをいい、「午前・午後」と

は午前9時から午後5時までをいい、「午後・夜間」とは午後1時から午後9時までをいい、「全日」とは午前9時から午後9時までをいう。

2 多目的ホールを正午から午後1時まで（午前・午後又は全日の利用をする場合を除く。）又は午後5時から午後6時まで（午後・夜間又は全日の利用をする場合を除く。）の間に利用する場合の利用料の額は、午前又は午後の利用料の額を勘案して知事が別に定める。

3 多目的ホールを利用する場合において、冷房又は暖房をしたときは、この表に定める利用料の額に知事が別に定める額を加算するものとする。

3 設備利用料

設備の価格を勘案して知事が別に定める額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の鳥取県立童謡館の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）第3条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県立童謡館の設置及び管理に関する条例の規定によりされた許可その他の行為は、新条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。

鳥取県立米子コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年10月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第75号

鳥取県立米子コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立米子コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例（平成9年鳥取県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項（以下「削除条項」という。）を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び別表の表示並びに削除条項を除く。以下「改正部分」とい

う。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び追加条項を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立米子コンベンションセンターの設置及び管理に関する事項について定めることを目的とする。</p> <p><u>(指定管理者による管理)</u></p> <p>第3条 知事は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、センターに係る次に掲げる業務を行わせるものとする。</p> <p>(1) センターの施設設備の維持管理に関する業務</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、センターの管理に関する業務のうち、知事のみの特権に属する事務を除く業務</p> <p><u>(指定管理者の選定の特例)</u></p> <p>第4条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第67号)第5条第1項第1号及び第3項の規定により、同条例第3条及び第4条の規定によらず、センターの指定管理者の候補者を選定するものとする。</p> <p><u>(指定管理者の管理の期間)</u></p> <p>第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から3年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p> <p><u>(開館時間及び休館日)</u></p> <p>第6条 センターの開館時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。</p> <p>2 センターの休館日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立米子コンベンションセンターの設置及び管理に関する事項について定めることを目的とする。</p>

(利用の許可)

第7条 センターを利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしなければならない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) センターの施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、センターの管理上支障があるものとして規則で定める場合に該当するとき。

3 指定管理者は、センターの管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。

(行為の制限等)

第8条 センターにおいては、次の行為をしてはならない。

(1) センターの施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

(2)及び(3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める行為

2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、センターへの入館を拒み、又はセンターからの退去を命ずることができる。

(措置命令)

第9条 指定管理者は、センターの適正な管理を図るため必要があると認めるときは、利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、必要な措置を命ずることができる。

(利用許可の取消し)

(利用の許可)

第3条 センターを利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

(行為の制限等)

第4条 センターにおいては、次の行為をしてはならない。

(1) センターの施設設備を^{*}毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

(2)及び(3) 略

(4) その他知事が別に定める行為

2 知事は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、センターへの入館を拒み、又はセンターからの退去を命ずることができる。

(措置命令)

第5条 知事は、センターの適正な管理を図るため必要があると認めるときは、第3条の規定による許可（以下「利用許可」という。）を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、必要な措置を命ずることができる。

(利用許可の取消し)

第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

(1)～(5) 略

(6) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(利用料金)

第11条 センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。

2 利用料金は、指定管理者が、あらかじめ知事の承認を得て定める。

3 知事は、前項の規定により利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除しなければならない。

(規則への委任)

第13条 略

第6条 知事は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

(1)～(5) 略

(6) その他センターの管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(管理の委託)

第7条 知事は、センターの施設設備の保全及び利用者の応接に関する事務を財団法人とっとりコンベンションビューロー（以下「管理受託者」という。）に委託する。

(利用料金)

第8条 センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、別表のとおりとし、管理受託者の収入として収受させる。

(利用料金の減免)

第9条 前条の規定にかかわらず、規則で定める特別の理由があると認められる場合には、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(規則への委任)

第10条 略

別表（第8条関係）

1 施設利用料

(1) 多目的ホール利用料

ア 会議等に利用する場合

区 分	金 額				
	午前の 利用料	午後の 利用料	夜間の 利用料	全日の 利用料	
平日に利用する場合	入場料を徴収しないとき及び入場料の最高額が1,000円以下のとき。	32,660円	65,320円	81,660円	163,320円
	入場料の最高額が1,000円を超え3,000円以下のとき。	42,460円	84,920円	106,150円	212,310円

休日に利用する場合	入場料の最高額が3,000円を超え5,000円以下のとき。	52,260円	104,520円	130,650円	261,310円
	入場料の最高額が5,000円を超えるとき。	65,320円	130,650円	163,320円	326,640円
	入場料を徴収しないとき及び入場料の最高額が1,000円以下のとき。	39,190円	78,390円	97,990円	195,980円
	入場料の最高額が1,000円を超え3,000円以下のとき。	50,950円	101,900円	127,380円	254,770円
	入場料の最高額が3,000円を超え5,000円以下のとき。	62,710円	125,420円	156,780円	313,570円
	入場料の最高額が5,000円を超えるとき。	78,390円	156,780円	195,980円	391,960円

備考

- 1 この表は、会議、講演、式典、集会、音楽、演劇、演芸、映画その他これらに類するものに利用する場合に適用するものとする。
- 2 この表において「午前」とは午前9時から正午までをいい、「午後」とは午後1時から午後5時までをいい、「夜間」とは午後6時から午後10時までをいい、「全日」とは午前9時から午後10時までをいう。
- 3 この表において「平日」とは休日以外の日をいい、「休日」とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに日曜日及び土曜日をいう。
- 4 この表において「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず、入場者から入場の対価として徴収されるものをいう。
- 5 午前零時から午前9時まで又は午後10時から午後12時までの間に利用する場合の利用料の額は、午前又は夜間の利用料の額を勘案して知事が別に定める。
- 6 正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時までの間に利用する場合（全日の利用をする場合を除く。）の利用料（以下「延長利用料」という。）の額は、

午前又は午後の利用料の額を勘案して知事が別に定める。ただし、午前から引き続き午後において利用する場合における正午から午後1時までの間の利用に係る延長利用料及び午後から引き続き夜間において利用する場合における午後5時から午後6時までの間の利用に係る延長利用料は、徴収しない。

イ 見本市等に利用する場合

区 分		単 位	金 額
平日 に 利 用 す る 場 合	営利を目的とするとき。	入場料を徴収しないとき及び入場料の最高額が3,000円以下のとき。	1時間につき 27,100円
		入場料の最高額が3,000円を超えると	1時間につき 40,700円
	営利を目的としないとき。	入場料を徴収しないとき及び入場料の最高額が3,000円以下のとき。	1時間につき 13,550円
		入場料の最高額が3,000円を超えると	1時間につき 20,350円
休日 に 利 用 す る 場 合	営利を目的とするとき。	入場料を徴収しないとき及び入場料の最高額が3,000円以下のとき。	1時間につき 32,600円
		入場料の最高額が3,000円を超えると	1時間につき 48,900円
	営利を目的としないとき。	入場料を徴収しないとき及び入場料の最高額が3,000円以下のとき。	1時間につき 16,300円
		入場料の最高額が3,000円を超えると	1時間につき 24,450円

備考

- 1 この表は、見本市、展示会、品評会、展覧会、競技会、スポーツその他これらに類するものに利用する場合に適用するものとする。
- 2 この表において「平日」及び「休日」並びに「入場料」とは、それぞれアの表備考第3号及び第4号に規定する平日及び休日並びに入場料をいう。
- 3 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 4 2分の1面を利用する場合の利用料の額は、この表に定める利用料の額の2分

の1に相当する額とする。この場合において、当該利用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

5 知事が定めるコンセントから電気を使用したとき、又は冷房若しくは暖房をしたときは、この表に定める利用料の額に知事が別に定める額を加算するものとする。

(2) 小ホール等利用料

区 分		金 額				
		午前の 利用料	午後の 利用料	夜間の 利用料	全日の 利用料	
小 ホ ール	平日に利用する場合	入場料を徴収しないとき及び入場料の最高額が1,000円以下のとき。	4,890円	9,780円	12,220円	24,450円
		入場料の最高額が1,000円を超え3,000円以下のとき。	6,350円	12,710円	15,890円	31,780円
		入場料の最高額が3,000円を超え5,000円以下のとき。	7,820円	15,640円	19,560円	39,120円
		入場料の最高額が5,000円を超えるとき。	9,780円	19,560円	24,450円	48,900円
	休日に利用する場合	入場料を徴収しないとき及び入場料の最高額が1,000円以下のとき。	5,860円	11,730円	14,670円	29,340円
		入場料の最高額が1,000円を超え3,000円以下のとき。	7,620円	15,250円	19,060円	38,130円
		入場料の最高額が3,000円を超え5,000円以下のとき。	9,380円	18,770円	23,470円	46,940円
		入場料の最高額が5,000円を超えるとき。	11,730円	23,470円	29,340円	58,680円
第1楽屋		270円	540円	670円	1,350円	
第2楽屋		290円	590円	740円	1,490円	
第3楽屋		590円	1,190円	1,490円	2,990円	
第4楽屋		1,080円	2,160円	2,700円	5,410円	
第5楽屋		270円	540円	670円	1,350円	
第6楽屋		240円	480円	600円	1,210円	
第7楽屋		380円	760円	960円	1,920円	
第8楽屋		510円	1,020円	1,280円	2,560円	
楽屋事務室		240円	480円	600円	1,210円	
リハーサル室		740円	1,480円	1,850円	3,700円	

備考

1 この表において「午前」、「午後」、「夜間」及び「全日」、「平日」及び「休日」並びに「入場料」とは、それぞれ(1)のアの表備考第2号から第4号までに規定する午前、午後、夜間及び全日、平日及

び休日並びに入場料をいう。

2 (1)のアの表備考第5号及び第6号の規定は、小ホール等の利用料の額について準用する。

(3) 会議室等利用料

区 分	単 位	金 額
第1会議室	1時間につき	710円
第2会議室	1時間につき	1,080円
第3会議室	1時間につき	1,040円
第4会議室	1時間につき	1,080円
第5会議室	1時間につき	1,080円
第6会議室	1時間につき	1,040円
第7会議室	1時間につき	1,630円
第8会議室	1時間につき	1,630円
情報プラザ	1時間1平方メートルにつき	10円

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 2 利用面積が1平方メートル未満であるとき、又は利用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算するものとする。
- 3 1件の利用料の額が100円未満である場合における当該利用料の額は、100円とするものとする。
- 4 会議室を利用する場合において、冷房又は暖房をしたときは、この表に定める利用料の額に知事が別に定める額を加算するものとする。
- 5 (1)のイの表備考第4号の規定は、第2会議室、第4会議室若しくは第5会議室の2分の1室又は第7会議室の3分の1室若しくは3分の2室を利用する場合について準用する。

2 設備利用料

設備の価格を勘案して知事が別に定める額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の鳥取県立米子コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）第3条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県立米子コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例の規定によりされた許可その他の行為は、新条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。